

こ保運第 2797 号
令和2年 10 月 16 日

各 保育・教育施設 設置者 様
横浜保育室 設置者 様
認可外保育施設 設置者 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

消毒液などの薬品の使用方法・管理・保管場所について（依頼）

日頃から、各施設における衛生環境の維持管理にご尽力いただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、常より一層の清掃・消毒作業に気を配っていただいているかと存じます。

そのような中、清掃などに用いる消毒液について、以前より活用する機会が増えた施設もあるかと思いますが、各薬品について、改めて取扱いのご確認をいただきますようお願いいたします。

<薬品の使用方法・管理・保管のポイント>

- ①子どもの手の届くところに薬品を保管しないこと
- ②移し替えたり希釈したりする容器に、大きく目立つように薬品名を記載するなど、明確にわかるようにすること
※移し替えたり希釈したりする容器は、他の用途（飲料や他の薬品）の容器と類似した容器を使わないこと
※園で利用する薬品の中には取扱いに注意すべき成分が入っているものもあります。
扱っている職員へ話しかけるなど「ながら作業」にならないよう、共通認識を持って体制を整えること
- ③薬品の使用方法や、清掃方法について改めて全職員にマニュアルを周知徹底すること

※別紙「薬品の使用方法・管理・保管のポイント」は掲示や回覧・園内研修にご利用ください。

本通知について…

こども青少年局保育・教育運営課
担当 野村・井上
連絡先 045-671-3564

感染症対策について…

こども青少年局保育・教育人材課
連絡先 045-671-2397

エタノール

次亜塩素酸
ナトリウム 等



薬品の使用方法・管理・保管 のポイント

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、「以前よりさらに頻繁に清掃をしている」、「使用する薬品を見直した」という施設も多いのではないのでしょうか。

常日頃から行っている衛生管理に加え、新たに増やしたり変更したりした清掃・消毒について、改めて確認をしましょう。

① 子どもの手の届かない所に薬品を保管していますか？

Check Point!

「何度も清掃をするから、ここに消毒液を置いておくと便利」
・・・と、子どもの手が届く位置にアルコールやエタノール、次亜塩素酸の入った薬品等を置いていませんか？

子どもの手が届かない、施錠できる棚などに必ず保管しましょう！

次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水を
噴霧することは危険です。
吸い込まないよう気をつけましょう。



感染症対策については厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

(『厚生労働省 保育所 感染症対策ガイドライン』で検索Q)

新型コロナウイルス感染症対策に対する各種通知は横浜市 HP

「保育・教育施設における感染症対策について」を参照

(『横浜市 保育所 感染症対策ガイドライン』で検索Q)

② 移し替えたり希釈したりする容器に、大きく目立つように薬品名を記載するなど、明確にわかるようにしていますか？

Check Point!

「大きな容器に入っていると使いにくい」
「大きな容器で購入し、クラスごとに小さな容器に入れ替えている」
「使用している消毒薬が別の容器に入れて希釈するタイプの薬品」

・・・という場合に移し替えるときには、

- 薬品を扱っている職員へ話しかけるなど、「ながら作業」にならないよう体制を整えましょう。
- 希釈溶液専用のものを利用したり、一目見て何の薬品が入った容器かわかるようにしましょう！

他の用途(飲料や他の薬品)の容器と類似した容器は使わないように！！



他の薬品と混ぜると大変危険な場合があります。また、容器の中身はクラス担任が把握しているから大丈夫！とは思わず、例えば応援の職員が入ってもすぐに把握できるように、大きなラベルを張る・色を分ける等、わかりやすくしましょう。

③ 薬品の使用方法や、清掃方法についてマニュアルが周知徹底されていますか？

Check Point!

- ・短時間勤務の職員などを含む全職員が、手順を把握しましょう。
- ・マニュアルの更新が必要か等、改めて確認しましょう。



薬品は、拭き掃除の時、嘔吐処理の時など用途により、希釈方法が違います。使用する製品の濃度を確認し、用法・容量に従って使用しましょう！

このチラシについて… こども青少年局保育・教育運営課 連絡先 045-671-3564
感染症対策について…こども青少年局保育・教育人材課 連絡先 045-671-2397